

(平成23年3月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	74 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	69 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	29 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	17 件

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から同年11月まで
私は、平成4年3月に会社を退職し、A区役所で国民年金に加入し、国民年金保険料はA区役所かB支所（現在は、C事務所）で納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年3月に会社を退職し、A区役所で国民年金に加入し、保険料はA区役所かB支所で納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和61年8月頃に払い出されたものと推認され、このことからすると、その時点では、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である上、申立人が5か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間以降、国民年金保険料の未納は無く、国民年金と厚生年金保険との切替変更手続を適切に行っており、国民年金制度に対する理解度と保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月及び同年5月から6年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年2月
② 平成5年5月から6年3月まで

平成5年4月に夫が会社を辞めたので、A市役所で国民年金の免除申請を行った。6年2月頃にB市でC契約をしたが、契約の説明時に国民年金に加入するよう説明があったので、B市役所で申立期間①の5年2月及び申立期間②の同年5月から6年3月までの保険料を夫婦で一緒に納付したはずである。申立期間の保険料が未納又は申請免除となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年2月頃にB市でC契約をしたが、契約の説明時に国民年金に加入するよう説明があったので、B市役所で申立期間の保険料を夫婦二人で一緒に納付したはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和61年9月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間の保険料を納付することは可能であり、申立人が申立期間①の1か月及び申立期間②の11か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立期間①について、当該期間は第3号被保険者から第1号被保険者となり、再度第3号被保険者となった際の期間であるところ、保険料を一緒に納付したとする申立人の夫は、申立期間①は厚生年金保険から国民年金への切替手続及び国民年金から厚生年金保険への切替手続が適切に行われており、保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付しており、納付意識は高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月

私は、昭和 47 年 8 月にそれまで勤務していた会社を退職し、その後、夫が A 町役場で私の国民年金の加入手続を行い、その時点からの国民年金保険料も納付してくれていた。私が所持している国民年金手帳によると、資格取得年月日は 48 年 3 月 30 日と記載されていることから、保険料はその資格取得月である 48 年 3 月分から納付しているはずであり、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年8月にそれまで勤務していた会社を退職し、その後、申立人の夫が、A町役場で申立人の国民年金の加入手続を行い、その時点からの国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人が所持している国民年金手帳には、申立人は48年3月30日に任意加入していることが記載されており、このことから、申立期間の保険料は納付することが可能な期間である。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間直後の昭和48年4月以降の国民年金加入期間中において、国民年金保険料を全て納付していることから、納付意識は高かったものと認められ、1か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から同年 9 月まで

私は、昭和 43 年頃から A 施設を経営し、同時に国民年金に加入した。昭和 56 年頃から約 15 年間は国民年金の免除申請を行い、その間の国民年金保険料は全て納付か追納していると思っている。申立期間は、免除申請を行ったのかどうかは定かではないが、当時の納付又はその後の追納により国民年金保険料約 4 万円を郵便局か B 市役所 C 支所（現在は、D 区役所 E 支所）等で納付したはずである。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年頃に国民年金に加入し、56 年頃から約 15 年間は免除申請を行い、その間の国民年金保険料は全て納付又は追納を行ってきたので、申立期間中の保険料約 4 万円は、郵便局か B 市役所 C 支所等で納付したはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、44 年 8 月頃に払い出されたと推認され、このことから、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、国民年金に初めて加入した昭和 43 年 5 月以降申立期間を除き保険料を納付又は追納しており、さらに、60 歳到達時以後引き続き国民年金に任意加入し、480 か月の保険料を完納しており、納付意識は高かったと認められる。

加えて、申立期間直前の 3 か月間の保険料は過年度納付済みとなっており、申立人が、9 か月間と短期間である申立期間の保険料を納付できな

った特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年11月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年11月から52年4月まで
② 昭和53年5月から55年3月まで

申立期間について、私は20歳になった昭和46年*月頃に国民年金の加入手続をしたが、国民年金保険料を納付せず、その後は就職した会社が厚生年金保険に加入していなかったときもあり、引き続き未納期間があった。私は、55年6月に結婚することが決まり、その前に未納の国民年金保険料を全て納付するよう母に勧められたが、私には貯金が無かったので、父母が24万円から25万円の国民年金保険料を全額立て替えてくれて、私がA区役所B所（現在は、C所）の窓口で国民年金保険料を納付した。納付した時期は結婚前の55年4月又は同年5月だったと思う。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和46年*月頃に国民年金の加入手続をしたものの、国民年金保険料は納付しなかったが、結婚が決まった55年4月又は同年5月頃にその父母が立て替えてくれた24万円から25万円の国民年金保険料をA区役所B所で納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、申立人の申述どおり55年5月頃払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①は第3回特例納付により、申立期間②は過年度納付により納付可能な期間である。

また、申立人は、結婚直前にその父母が立て替えたとする金額を24万

円から 25 万円と明確に記憶している上、結婚前にその母から未納の国民年金保険料を全て納付するよう勧められたとする主張には信憑性が認められる。

さらに、申立人が納付したとする 24 万円から 25 万円の範囲内で第 3 回特例納付が可能な期間は 62 か月であり、このことから、申立期間①のうち、昭和 46 年 11 月から 51 年 12 月までの期間については一括納付したと考えるのが合理的である。

一方、上記の国民年金手帳記号番号の払出時点において、過去の未納分を一括納付するために必要な金額は、申立期間①が 26 万 4,000 円、申立期間②が 6 万 9,630 円、合計 33 万 3,630 円であるが、上記のとおり、申立人は、24 万円から 25 万円を一括納付したと申述しており、このことから判断すると、申立期間①のうち、昭和 52 年 1 月から同年 4 月までの期間及び申立期間②については納付できない期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 11 月から 51 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（昭和47年10月*日にB株式会社に名称変更）における資格取得日に係る記録を37年9月26日に訂正し、同年9月の標準報酬月額に係る記録を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月26日から同年10月1日まで

昭和35年4月1日からA株式会社本社工場に勤務しており、人事異動により37年9月26日に同社C工場に転勤になったが、その際の同年9月26日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険の記録が1か月間空白となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び複数の元同僚の供述から、申立人は、申立期間に継続してA株式会社に勤務（同社本社から同社C工場に異動）していたことが認められるところ、申立人とほぼ同時期に同社本社から同社C工場に転勤になった元同僚（10人）全員の厚生年金保険の記録に空白期間は無い上、元同僚数人は「当時、給与計算等は本社で行われており、申立人も含め、正社員の厚生年金保険料は勤務地がどこであっても継続して控除されていたはずである。」と供述していることから判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料は、事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、異動日については、申立人が昭和37年9月中に転勤辞令を受け、引継ぎなどを行った後、同年9月26日に転勤したとしていること、及び

同年6月1日に、申立人と同様に、A株式会社本社から同社C工場に転勤になり、同社C工場勤務中は申立人と独身寮で一緒であったとしている元同僚は「申立人は、時期は自分より少し遅れたが、同じように本社からC工場へ転勤してきた。」と供述していることから、同年9月26日とすることが妥当である。

また、昭和37年9月の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における同年10月の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は既に解散している上、当時の事業主は既に死亡しているとされているため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を平成8年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月30日から同年4月1日まで

平成8年4月1日付けの人事異動で、A株式会社B工場から同社C工場に異動となったが、社会保険庁（当時）の記録ではB工場での資格喪失日が誤って記録されている。同社における厚生年金保険の資格喪失日の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された人事記録、D基金及びE組合の加入記録並びに事業主の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（平成8年4月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同社B工場における平成8年2月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成20年8月は16万円、同年9月は24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年8月1日から同年10月1日まで

株式会社Aから支給されていた平成20年8月分及び同年9月分の給与について、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料額に相当する標準報酬月額が年金記録と相違していたので、同社から既に訂正届が提出されているが、厚生年金保険料の納付時効のため、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。申立期間の標準報酬月額について年金額に反映されるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書から、平成20年8月及び同年9月の報酬月額は、いずれも24万円であることが確認でき、給与明細書の保険料控除額から、同年8月は標準報酬月額16万円、同年9月は24万円に相当する保険料がそれぞれ控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成20年8月は16万円、同年9月は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和50年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年3月30日から同年4月1日まで

昭和48年3月23日にA株式会社に入社し、現在まで継続して勤務しているが、50年4月に同社本社から同社B工場に転勤した時の1か月が空白となっているので、この間の厚生年金保険の記録について訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の供述、A株式会社から提出された永年勤続10年の表彰者名簿及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和50年4月1日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和50年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付

していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を28万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

株式会社Aから平成19年12月25日に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給控除一覧表等から、申立人は、平成19年12月25日に同社から賞与の支払を受け、28万8,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を62万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

株式会社Aから平成19年12月25日に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給控除一覧表等から、申立人は、平成19年12月25日に同社から賞与の支払を受け、62万5,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

株式会社Aから平成19年12月25日に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給控除一覧表等から、申立人は、平成19年12月25日に同社から賞与の支払を受け、45万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を48万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

株式会社Aから平成19年12月25日に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給控除一覧表等から、申立人は、平成19年12月25日に同社から賞与の支払を受け、48万2,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を84万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

株式会社Aから平成19年12月25日に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給控除一覧表等から、申立人は、平成19年12月25日に同社から賞与の支払を受け、84万3,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を61万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

株式会社Aから平成19年12月25日に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給控除一覧表等から、申立人は、平成19年12月25日に同社から賞与の支払を受け、61万5,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を33万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

株式会社Aから平成19年12月25日に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給控除一覧表等から、申立人は、平成19年12月25日に同社から賞与の支払を受け、33万8,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を56万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

株式会社Aから平成19年12月25日に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給控除一覧表等から、申立人は、平成19年12月25日に同社から賞与の支払を受け、56万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を64万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

株式会社Aから平成19年12月25日に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給控除一覧表等から、申立人は、平成19年12月25日に同社から賞与の支払を受け、64万3,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

株式会社Aから平成19年12月25日に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給控除一覧表等から、申立人は、平成19年12月25日に同社から賞与の支払を受け、1万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を7万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

株式会社Aから平成19年12月25日に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給控除一覧表等から、申立人は、平成19年12月25日に同社から賞与の支払を受け、7万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

株式会社Aから平成19年12月25日に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給控除一覧表等から、申立人は、平成19年12月25日に同社から賞与の支払を受け、16万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を27万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

株式会社Aから平成19年12月25日に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給控除一覧表等から、申立人は、平成19年12月25日に同社から賞与の支払を受け、27万1,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を38万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

株式会社Aから平成19年12月25日に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給控除一覧表等から、申立人は、平成19年12月25日に同社から賞与の支払を受け、38万4,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を38万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

株式会社Aから平成19年12月25日に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給控除一覧表等から、申立人は、平成19年12月25日に同社から賞与の支払を受け、38万3,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を25万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

株式会社Aから平成19年12月25日に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給控除一覧表等から、申立人は、平成19年12月25日に同社から賞与の支払を受け、25万1,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を31万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年12月25日

株式会社Aから平成19年12月25日に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給控除一覧表等から、申立人は、平成19年12月25日に同社から賞与の支払を受け、31万4,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を38万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

株式会社Aから平成19年12月25日に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給控除一覧表等から、申立人は、平成19年12月25日に同社から賞与の支払を受け、38万4,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を14万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

株式会社Aから平成19年12月25日に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給控除一覧表等から、申立人は、平成19年12月25日に同社から賞与の支払を受け、14万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を23万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年12月25日

株式会社Aから平成19年12月25日に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給控除一覧表等から、申立人は、平成19年12月25日に同社から賞与の支払を受け、23万6,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を57万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

株式会社Aから平成19年12月25日に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給控除一覧表等から、申立人は、平成19年12月25日に同社から賞与の支払を受け、57万8,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を34万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

株式会社Aから平成19年12月25日に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給控除一覧表等から、申立人は、平成19年12月25日に同社から賞与の支払を受け、34万9,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を41万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年12月25日

株式会社Aから平成19年12月25日に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給控除一覧表等から、申立人は、平成19年12月25日に同社から賞与の支払を受け、41万5,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を44万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年12月25日

株式会社Aから平成19年12月25日に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給控除一覧表等から、申立人は、平成19年12月25日に同社から賞与の支払を受け、44万7,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

株式会社Aから平成19年12月25日に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給控除一覧表等から、申立人は、平成19年12月25日に同社から賞与の支払を受け、50万3,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を61万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

株式会社Aから平成19年12月25日に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給控除一覧表等から、申立人は、平成19年12月25日に同社から賞与の支払を受け、61万6,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を32万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

株式会社Aから平成19年12月25日に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給控除一覧表等から、申立人は、平成19年12月25日に同社から賞与の支払を受け、32万7,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 26 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 5 月 1 日から 8 年 9 月 10 日まで
株式会社 A の B 営業所に勤務していた申立期間の標準報酬月額については、年金事務所の記録では 12 万 6,000 円となっているが、そんなに低い額ではなかったもので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の株式会社 A における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 7 年 5 月から 8 年 2 月までの期間が 26 万円と記録されていたところ、同年 2 月 6 日付けで、7 年 10 月の定時決定を取り消した上で、申立人を含む 37 人の標準報酬月額が遡って訂正されており、申立人については、当該期間の標準報酬月額が 12 万 6,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、株式会社 A に係る滞納処分票は保管されていないものの、日本年金機構 C 年金事務所から提出された関係資料（債権みなし消滅の経過及び消滅に至った事由）から、申立期間を含む長期間にわたり厚生年金保険料の滞納があったことが確認できるとともに、保険料滞納に係る相談は、事業主、常務及び経理担当が行っていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 8 年 2 月 6 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は無く、

有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の7年5月から8年8月までに係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、26万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成21年7月10日に係る標準賞与額22万5,000円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を22万5,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成21年7月10日

株式会社Aに勤務していた当時、平成21年7月支給の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、私の厚生年金保険被保険者記録に、上記の標準賞与の記録が欠落している。欠落している標準賞与の記録を被保険者記録に認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成21年7月10日の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間については厚生年金保険法を適用するという厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記申立期間は、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人が提出した夏季賞与明細書及びB組合の回答から、当該期間に係る標準賞与額(22万5,000円)に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を22万5,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

1 申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成元年4月から同年12月までを28万円、2年4月から同年9月までを28万円、10年4月から同年9月までを44万円、11年10月から12年3月までを44万円、同年7月から16年5月までを41万円、同年6月から18年8月までを44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は、申立期間②、③及び⑤の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間②については34万円、申立期間③については41万円、申立期間⑤については58万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立人の申立期間④、⑥、⑦及び⑧に係る標準賞与額については、当該期間のうち申立期間④については55万3,000円、申立期間⑥については81万9,000円、申立期間⑦については83万3,000円、申立期間⑧については88万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年5月1日から平成20年3月31日まで
② 平成15年7月15日
③ 平成15年12月12日

- ④ 平成16年 7 月15日
- ⑤ 平成16年12月15日
- ⑥ 平成17年 7 月15日
- ⑦ 平成17年12月15日
- ⑧ 平成18年 7 月14日
- ⑨ 平成18年12月15日
- ⑩ 平成19年 7 月13日
- ⑪ 平成19年12月14日

株式会社Aは、長年にわたり標準報酬月額を低く届け出て厚生年金保険料を少なく申告・納付して運転資金に回していたことが同社の破産時に判明した。実際にもらっていた標準報酬月額と標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年5月1日から平成20年3月31日までの期間に係る年金記録の確認並びに15年7月15日、同年12月12日、16年7月15日、同年12月15日、17年7月15日、同年12月15日、18年7月14日、同年12月15日、19年7月13日及び同年12月14日の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用するという厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、昭和53年5月1日から平成19年6月1日までの期間、15年7月15日、同年12月12日、16年7月15日、同年12月15日、17年7月15日、同年12月15日、18年7月14日及び同年12月15日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、19年6月1日から20年3月31日までの期間、19年7月13日及び同年12月14日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 1 申立期間①のうち、昭和53年5月1日から平成19年6月1日までの期間について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと

認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人に係る給料台帳及び給料明細（月給分）、破産管財人提出の給料台帳並びに同僚の給料明細（月給分）において確認できる保険料控除額及び報酬月額から判断すると、平成元年4月から同年12月までを28万円、2年4月から同年9月までを28万円、10年4月から同年9月までを44万円、11年10月から12年3月までを44万円、同年7月から16年5月までを41万円、同年6月から18年8月までを44万円に訂正することが必要と認められる。

一方、昭和53年5月から平成元年3月までについては、申立人の報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料を確認できる給与明細書等の資料が無く、同僚や事業主からも当該期間については、資料や具体的な供述が得られないことから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

また、平成2年1月1日から同年4月1日までの期間、同年10月1日から10年4月1日までの期間、同年10月1日から11年10月1日までの期間、12年4月1日から同年7月1日までの期間及び18年9月1日から19年6月1日までの期間については、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額がオンライン記録に記載されている標準報酬月額と一致又は下回っていることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、当該期間のうち、今回訂正する期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保険料を納付したか否かについては事業主から回答が得られないため確認できないが、株式会社AがB裁判所C部に提出した「破産手続き開始の申立て」（平成20年8月*日付け）によると、事業主は、社会保険につき、少なくとも5年以上前から本来納める保険料より低い額しか納めておらず、この結果従業員は将来、本来受け取るべき額より低い額の年金しか受け取ることができなくなるとし、直近2年間分については修正申告を行い、それ以前については、厚生年金特例法の手続に従い申告するように従業員に告げていること、給料台帳等で確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額は事業主による算定基礎届に基づく定時決定が含まれているにもかかわらず、上記期間において一致していないことから、事業主は、給料台帳等において確認でき

る報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①のうち、平成19年6月1日から20年3月31日までの期間については、申立人が提出した給与台帳及び給与明細（月給分）によると、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる18年4月1日から20年3月1日までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

3 申立期間②、③及び⑤については、申立人の普通預金元帳の記録並びに同僚の給料明細（賞与分）及び供述から、当該申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間に係る控除保険料に関する資料は無いが、申立人の当該期間に係る普通預金元帳の記録では、申立期間②は平成15年7月15日、申立期間③は同年12月12日及び申立期間⑤については16年12月15日に賞与の支給が確認できる上、給料明細（賞与分）を作成した同僚（この同僚は、給料明細（賞与分）に15年から20年までの賞与額及び保険料控除の記載がある。）は、申立人に係る給料明細（賞与）を上記期間に作成していないだけで、申立人も自分と同様に賞与も支給され保険料も控除されていたと供述しており、同僚の賞与支給日が記載された出金伝票の日付も申立人の普通預金元帳の記録と一致していることから、申立人に対しても賞与が支給され厚生年金保険料も控除されていたと判断される。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は実際に支給された賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人に係る当該期間の標準賞与額については、申立人に支払われた賞与額及び事業主が控除したと認められる保険料額から、申立期間②については34万円、申立期間③については41万円、申立期間⑤については58万8,000円とすることが妥当である。

なお、当該申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の

履行については、事業主が保険料を納付したか否かについては事業主から回答が得られないため確認できないが、上記のとおり、事業主は、社会保険料について少なくとも5年以上前から本来納める保険料より低い額しか納めていないと認めていること、申立期間②、③及び⑤については、申立人の普通預金元帳の記録により、賞与の支給が確認できる上、同僚の当該期間に係る給料明細（賞与分）において保険料控除が確認できるものの、当該期間におけるオンライン記録が確認できないことから、事業主が賞与支払届を提出したにもかかわらず、社会保険事務所がいずれも記録しないと考えることから判断すると、事業主は、保険料控除額に見合う賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間④、⑥、⑦、⑧及び⑨については、申立人は、標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料及び実際に支給された賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、申立期間④については、申立人に係る控除保険料に関する資料は無いが、申立期間に係る申立人の普通預金元帳の記録では平成16年7月15日に賞与の支給が確認できる上、給料明細（賞与分）を作成した同僚（この同僚は、給料明細（賞与分）に15年から20年までの賞与額及び保険料控除の記載がある。）は、申立人に係る給料明細（賞与）を当該期間について作成していないだけで、申立人も自分と同様に賞与も支給され保険料も控除されていたと供述しており、同同僚の賞与支給日が記載された出金伝票の日付も申立人の普通預金元帳の記録と一致していることから、申立人に対しても賞与が支給され厚生年金保険料も控除されていたと判断される。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人の普通預金元帳の記録及び給料明細（賞与分）に記載の保険料控除額から判断すると、当該申立期間のうち申立期間④については55万3,000円（オンライン記録では平成16年8月に記録されている標準賞与額）、申立期間⑥については81万9,000円（オンライン記録では17年9月に記録されている標準賞与額）、申立期間⑦については83万3,000円（オンライン記録では18年1月に記録されている標準賞与額）、申立期間⑧については88万円（オンライン記録では18年9月に記録されている標準賞与額）に訂正す

ることが必要と認められる。

一方、申立期間⑨（オンライン記録では平成18年12月に記録されている標準賞与額）については、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額がオンライン記録に記載されている標準賞与額と一致又は下回っていることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、当該申立期間のうち、申立期間④、⑥、⑦及び⑧に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保険料を納付したか否かについては事業主から回答が得られないため確認できないが、上記のとおり、事業主は、社会保険料について少なくとも5年以上前から本来納める保険料より低い額しか納めていないと認めていること、申立人の普通預金元帳の記録及び給料明細（賞与分）で確認できる保険料控除額とオンライン記録上の標準賞与額は、事業主による賞与支払届に基づく4回の標準賞与額の決定が含まれているにもかかわらず、上記において一致していないことから、事業主は、申立人の普通預金元帳の記録及び給料明細（賞与分）において確認できる賞与額又は保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 申立期間⑩（オンライン記録では平成19年1月、同年7月及び同年9月に記載されている標準賞与額の合計額）及び⑪（オンライン記録では19年12月に記録されている標準賞与額）については、申立人に係る給料明細（賞与分）では、申立人は、その主張する賞与額が事業主により支払われていないことから、標準賞与額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和48年10月を7万6,000円、49年7月を7万2,000円、50年7月を7万6,000円、51年8月及び同年9月を8万円、52年7月から同年9月までを8万6,000円、53年7月から同年9月までを9万2,000円、54年7月から同年9月までを9万8,000円、55年7月から同年9月までを10万4,000円、57年8月及び同年9月を11万円、58年8月及び同年9月を11万8,000円、59年8月及び同年9月を12万6,000円、60年9月を16万円、62年7月から同年9月までを14万2,000円、平成元年8月及び同年9月を15万円、2年8月及び同年9月を16万円、3年8月及び同年9月を17万円、4年8月及び同年9月を18万円、5年8月及び同年9月を19万円、6年7月から同年9月までを20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年1月1日から同年3月30日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までは、標準報酬月額41万円に相当する報酬月額が事業主から申立人に支払われていたことが認められることから、申立人の標準報酬月額に係る記録を20年1月及び同年2月は41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月17日から平成20年3月30日まで
有限会社Aに勤務した申立期間の標準報酬月額は、実際に支給された報酬より低いので、実際の報酬に合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年2月17日から平成20年3月30日まで申立ての期

間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用するという厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、昭和47年2月17日から平成20年1月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年1月1日から同年3月30日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変遷について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定し又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和47年2月17日から平成20年1月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、昭和48年10月を7万6,000円、49年7月を7万2,000円、50年7月を7万6,000円、51年8月及び同年9月を8万円、52年7月から同年9月までを8万6,000円、53年7月から同年9月までを9万2,000円、54年7月から同年9月までを9万8,000円、55年7月から同年9月までを10万4,000円、57年8月及び同年9月を11万円、58年8月及び同年9月を11万8,000円、59年8月及び同年9月を12万6,000円、60年9月を16万円、62年7月から同年9月までを14万2,000円、平成元年8月及び同年9月を15万円、2年8月及び同年9月を16万円、3年8月及び同年9月を17万円、4年8月及び同年9月を18万円、5年8月及び同年9月を19万円、6年7月から同年9月までを20万円に訂正することが必要である。

一方、昭和47年2月17日から平成20年1月1日までの期間のうち、上記以外の期間については、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額が、オンライン記録に記載されている標準報酬月額と一致又は下回っていることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象とならないため、あっせんは行わない。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、標準報酬月額を低く届け出し、低く届け出た標準報酬月額に見合う保険料を納付したとしている上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額と当該控除されていたと認められる保険料額に見合う標準報酬月額が長期間にわたり一致しておらず、当該期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に基づく定時決定が複数回行われており、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は、申立人が事業主により控除されていたと認められる保険料額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成 20 年 1 月 1 日から同年 3 月 30 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、20 年 1 月及び同年 2 月は 22 万円と記録されている。しかし、申立人提出の給与支払明細書に記載の給与支給額では、標準報酬月額の決定の基礎となる 19 年 4 月から同年 6 月までは、標準報酬月額 41 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の有限会社 A における平成 20 年 1 月及び同年 2 月の標準報酬月額を 41 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成19年7月及び同年8月は28万円、同年9月から同年12月までを26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立期間のうち、平成20年1月1日から同年7月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる19年5月及び同年6月において、標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA株式会社における標準報酬月額に係る記録を20年1月から同年6月までは28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月1日から20年7月1日まで
A株式会社における平成19年7月から20年6月までの標準報酬月額が28万円から18万円に減額されているが、厚生年金保険料は給与明細書のとおり控除されていたので、報酬額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成19年7月1日から20年7月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用するという厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が

認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成19年7月1日から20年1月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、同年1月1日から同年7月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成19年7月1日から20年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、19年7月及び同年8月は28万円、同年9月から同年12月までの期間は26万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、元事業主は、当時の関係資料が無いことから、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成20年1月1日から同年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、同年1月から同年6月までは18万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる19年5月及び同年6月において、標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA株式会社における標準報酬月額を平成20年1月から同年6月までは28万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成15年7月から同年10月までを24万円、同年11月を22万円、同年12月を24万円、16年1月を22万円、同年2月を24万円、同年3月から同年5月までを22万円、同年6月を24万円、同年8月を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年7月1日から16年10月1日まで
ねんきん定期便において、有限会社Aにおける厚生年金保険の加入記録を見ると、申立期間の納付額と給与明細書の控除保険料額に差があるので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を決定し又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間のうち、平成15年7月から16年6月までの期間及び同年8月に係る標準報酬月額記録については、申立人提出の給与支払明細書の記録等で認められる保険料控除額及び報酬月額から、15年7月から同年10月までを24万円、同年11月を22万円、同年12月を24万円、16年1月を22万円、同年2月を24万円、同年3月から同年5月ま

でを 22 万円、同年 6 月を 24 万円、同年 8 月を 22 万円とすることが妥当である。

一方、上記以外の申立期間については、上記給与明細書の記録等で認められる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額を上回っているとは認められないことから、特例法によるあっせんの対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立期間のうち、今回訂正する期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の納付義務を事業主が履行したか否かについては、元事業主は、関係資料が無く不明としており、このほかに確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①における標準賞与額に係る記録を23万円、申立期間②における標準賞与額に係る記録を27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 31 日
② 平成 19 年 12 月 28 日

A社から申立期間の賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の給与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社提出

の給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、申立期間①については23万円、申立期間②については27万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして訂正の届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 28 日

A社から申立期間の賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の給与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社提出の給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、5万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして訂正の届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①における標準賞与額に係る記録を23万円、申立期間②における標準賞与額に係る記録を27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 31 日
② 平成 19 年 12 月 28 日

A社から申立期間の賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の給与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社提出

の給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、申立期間①については23万円、申立期間②については27万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして訂正の届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月28日

A社から申立期間の賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の給与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社提出の給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして訂正の届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月28日

A社から申立期間の賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の給与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社提出の給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手を怠ったとして訂正の届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月28日

A社から申立期間の賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の給与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社提出の給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして訂正の届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和44年11月29日に訂正し、当該期間における標準報酬月額に係る記録を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月29日から同年12月1日まで
A株式会社に申立期間の前後を含めて継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間について厚生年金保険の被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B株式会社の回答及び同僚の供述から、申立人は、申立期間の前後を含めて、A株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録において、A株式会社C営業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和44年11月29日に申立人と同様に、同営業所で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、A株式会社（本社）において同年12月1日に被保険者資格を取得している複数の同僚が、A株式会社C営業所で被保険者資格を喪失した後も、同営業所に継続して勤務していたと供述していること、同社の各営業所及び支店が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日にこれらの営業所又は支店で被保険者資格を喪失した後、A株式会社（本社）で被保険者期間に空白無く継続して被保険者資

格を取得している複数の同僚に照会したところ、回答があった全ての同僚が、各営業所又は支店で被保険者資格を喪失した後も各営業所又は支店に継続して勤務していたと供述していること、前述の同僚の一人は、同じ職場に勤務していたその夫から、勤務していた支店が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後は、本社で一括適用となったと聞いたとの供述があることを踏まえると、同社においては、各営業所又は支店等が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後は、A株式会社（本社）において被保険者資格を取得させる方針であったと推認できることから、申立人についても当該同僚と同様の取扱いがなされたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和44年12月の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としている上、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 5 月 20 日から 16 年 6 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、A株式会社に勤務していた期間の標準報酬月額が、当時受給していた給与額よりも低くなっていた。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、当初、申立人のA株式会社における申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する47万円と記録されていたところ、平成16年1月13日付けで、15年9月の定時決定を取り消した上で、同年5月20日に遡って9万8,000円に引き下げられ、申立人の資格喪失日（16年6月1日）まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人以外にも、事業主を含む4人の標準報酬月額が、申立人同様に平成16年1月13日付けで、15年5月20日に遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A株式会社で経理を担当していた同僚は、申立期間当時、同社は資金繰りに苦労しており、給料の遅配や社会保険料の滞納があったと供述している。

これらを総合的に判断すると、平成16年1月13日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるのが難しく、社会保険事務所（当時）において、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及

訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額
額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、
47万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の有限会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和43年5月25日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和43年4月の標準報酬月額については、3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月1日から同年6月1日まで

年金記録を確認したところ、昭和43年4月1日から同年6月1日までの期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無かったが、当該期間は、有限会社A及びB株式会社に在職していた期間で、空白無く勤務していた期間であるので、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の供述から、申立人が昭和43年5月25日まで有限会社Aに勤務し、同日まで同社が事業を継続していたことが推認できる。

一方、オンライン記録によると、有限会社Aは昭和43年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がなされているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、事業主及び申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年8月23日付けで、同年5月25日から同年4月1日に遡って訂正されていることが確認でき、かつ、当該訂正前の記録から、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和43年4月1日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該訂正前の記録から、同年5月25日であると認められる。

また、昭和 43 年 4 月の標準報酬月額については、申立人の有限会社 A における同年 3 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

一方、昭和 43 年 5 月 25 日から同年 6 月 1 日までの期間については、事業主の供述から、申立人が B 株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び B 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和 43 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

なお、申立人が事業主により給与から当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（59万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から10年9月1日まで

私は、昭和47年9月から平成13年3月まで株式会社Aに勤めていたが、勤務期間のうち、8年4月から10年8月までの標準報酬月額が9万2,000円となっている。

申立期間当時の給与は手取りで50万円ぐらいだったと思うので納得がいかない。調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係るオンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は当初59万円と記録されていたが、平成10年5月8日付けで、9年10月1日及び8年10月1日の定時決定を取り消し、同年4月1日まで遡って9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所の代表者及び役員である同僚7人の標準報酬月額が、申立人と同様に平成10年5月8日付けで、8年4月1日まで遡り、9万2,000円に引き下げられている。

さらに、当該複数の同僚は、「平成8年から10年頃までは、まだそれ以前の給料と変わりは無かった。」と述べるとともに、「当時の自分の標準報酬月額が減額されていたことは知らなかった。」と述べている。

加えて、複数の同僚が「当時、社長の個人的事業の失敗で資金繰りが悪化したため、社会保険料の滞納があり、社会保険事務所の指導があった。」と述べているとともに、財務担当者は「平成8年から10年頃までにかけて、国内での資金繰りが悪くなった。」と述べていることから、株

式会社Aでは、当時、社会保険料の滞納があったことが認められる。

なお、商業登記簿によると、申立人は当該事業所の取締役であったことが確認できるが、同僚照会において回答を得られた同僚8人がいずれも、「申立人はB部という現場担当の役員であった。」と述べているとともに、そのうち複数の同僚は、「申立人は、社会保険などの業務に関与する立場ではなかった。」と述べている上、経理及び財務を担当していた者について、申立人以外の二人の氏名をあげて特定していることから、申立人が当該標準報酬月額の見直しに関与する立場にはなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成10年5月8日付けで行われた遡及見直し処理は事実上即時のものとは考え難く、申立人について、平成8年4月まで遡って標準報酬月額の減額見直し処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録見直しがあったとは認められない。

このため、当該遡及見直し処理の結果として記録されている申立人の平成8年4月から平成10年8月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、59万円に見直しすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、株式会社A（現在は、株式会社B）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和48年2月1日）及び資格取得日（48年3月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日まで
② 平成 16 年 12 月 21 日から 17 年 1 月 1 日まで
③ 平成 21 年 1 月 21 日から同年 2 月 1 日まで

年金事務所の記録では、株式会社Bに勤務中の申立期間①、C株式会社に勤務中の申立期間②及びD株式会社に勤務中の申立期間③が空白となっている。いずれも勤務していたので、全申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせん
の根拠となる法律の適用については、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用するという厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①及び②については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間③については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間①について、申立人は、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、株式会社Bにおいて、申立期間①の被保険者記録が無い。

しかし、申立人に係る雇用保険被保険者総合照会によると、資格取得日は昭和41年5月9日、離職日は平成元年12月31日となっており、途中で離職した記載は無い上、申立人保管の「退職給与金のお知らせ（事業所交付）」では、「在職年数23.08年、入社年月日昭和41年5月9日退職年月日平成元年12月31日（この期間は1か月未満端数切り上げで23年8か月である）」と記載されていることから判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立期間①前後における同僚及び申立人の申立期間①前のオンライン記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年2月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②について、C株式会社の事業主は既に死亡しており、申立人と同じ勤務場所だった同僚はいないことから、申立人の申立期間②当時の勤務実態について確認することができない。

また、申立人の当該事業所での雇用保険の加入記録は、平成15年10月24日取得、16年12月20日離職となっており、当該事業所倒産時の破産管財人である弁護士保管の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では「喪失日平成16年12月21日」とされている上、申立人保管の給与明細書では、この事業所での申立人のオンライン記録上の被保険者期間分の厚生年金保険料は、オンライン記録の標準報酬月額に

相当する金額が正しく控除されている。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 申立期間③について、雇用保険被保険者総合照会において、資格取得日は平成17年1月21日、離職日は21年1月20日となっており、申立人と同じ勤務場所だった同僚はいないことから、申立人の申立期間③当時の勤務実態について確認することができない。

また、D株式会社から、「平成21年1月20日を退職日とする申立人自筆の退職願い」が提出されており、申立人保管の給与明細書では、この事業所での申立人のオンライン記録上の被保険者期間分の厚生年金保険料は、オンライン記録の標準報酬月額に相当する金額が正しく控除されている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が当該期間において勤務していたとは認められないことから、申立人の資格喪失日に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①のうち、昭和62年5月21日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を同年5月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成7年10月1日であると認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成7年7月から同年9月までの標準報酬月額については30万円とすることが妥当である。

3 申立期間③のうち、平成7年10月1日から9年10月1日までに係る標準報酬月額については、7年10月から8年9月までは30万円、8年10月から9年9月までは28万円であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間③のうち、平成9年10月1日から12年8月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 昭和62年5月1日から同年6月1日まで
② 平成7年7月1日から同年10月1日まで
③ 平成7年10月1日から12年8月1日まで

私は、昭和62年5月にB株式会社に入社し平成12年7月*日の会社倒産まで働いていた（ただし、健康保険証は一時、子会社であるA株式会社になっていた。）が、昭和62年5月分及び平成7年7月から同年9月までの厚生年金保険被保険者記録が無い。また、同年10月から12年7月までの標準報酬月額が実際にもらっていた給料より約21万円から31万円引き下げられているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録から、申立人は、昭和62年5月21日からB株式会社に勤務していたことが認められる。

また、元事業主は、「資料が無いので詳細は分からないが、申立期間①当時から厚生年金保険料を給与から控除していた。」と供述している。

さらに、元事業主から、申立人は、同社において事務職として勤務していた旨の供述が得られるところ、元事業主、社会保険担当者及び事務職に従事し、入社時から厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、事務職については試用期間が無かった旨を供述している。

なお、申立人は、B株式会社に勤務していたと申し立てているが、事業主及び同僚の供述並びにオンライン記録により、申立期間①当時、B株式会社に勤務していた者は、子会社であるA株式会社において厚生年金保険被保険者となっていることが認められることから、申立人もA株式会社に厚生年金保険の被保険者資格を取得したものと推認することができる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和62年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としていることから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②について、申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び同僚

の供述から、申立人は、申立期間②においてB株式会社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、B株式会社の子会社であるA株式会社において、平成7年7月31日まで厚生年金保険被保険者となっているところ、オンライン記録から、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった7年8月21日より後の同年10月5日に、申立人が同社において同年7月31日に資格を喪失した旨の処理及び同年10月1日の標準報酬月額の時決定の取消処理が行われたことが確認できる。

しかしながら、A株式会社に係る商業登記簿謄本によれば、同社は、申立期間②においても法人格を有し、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたと認められる上、申立人と同様に平成7年7月31日に資格を喪失した旨の処理が行われた同僚は、当該資格を喪失した後も同社に継続して勤務し、資格を喪失する前と同額の厚生年金保険料が控除されていたことが同年7月から同年9月までの給与明細書において確認できることから、社会保険事務所において、同社が適用事業所でなくなったとする処理、前述の資格喪失処理及び標準報酬月額の時決定の取消処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年7月31日に資格を喪失した旨の処理は有効なものとは認められず、申立人のA株式会社における資格喪失日は、申立人のB株式会社における資格取得日と同日の同年10月1日であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における取消前のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間③のうち、平成7年10月1日から9年10月1日までの期間については、申立人に係るオンライン記録によれば、申立人のB株式会社における標準報酬月額は、当初、7年10月から8年9月までは30万円、同年10月から9年4月までは28万円と記録されていたところ、同年4月18日に、7年10月1日に遡って9万2,000円に引き下げられていることが確認できる上、複数の同僚の標準報酬月額も、申立人と同様、9年4月18日に、当該同僚が被保険者資格を取得した日に遡って9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、B株式会社の当時の事業主は、「当時は資金繰りが苦しく、社会保険料の滞納があった。」と供述しており、当時、同社は厚生年金保険料の納付に苦慮していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成9年4月18日に行われた訂正処理は、事実即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該訂正処理に合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったとは認め

られない。このため、当該訂正処理の結果として記録されている申立人の7年10月から9年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、7年10月から8年9月までは30万円、同年10月から9年9月までは28万円に訂正することが必要である。

- 4 申立期間③のうち、平成9年10月1日から12年8月1日までの期間の標準報酬月額は、前述の訂正処理が行われた日以降の最初の定時決定（9年10月1日）において9万2,000円と記録されているところ、当該記録については、前述の訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらないことから、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

しかしながら、B株式会社において、申立人と同様に前述の標準報酬月額の訂正処理が行われた同僚の所持する給与明細書によれば、当該期間のオンライン記録上の標準報酬月額は、当該給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（訂正前に記載されていた平成8年10月の標準報酬月額と同額）より低いことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の平成9年9月に係る訂正前のオンライン記録及び同僚の給与明細書における保険料控除額に見合う標準報酬月額と当該同僚の訂正前のオンライン記録における標準報酬月額が一致していることから判断すると、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資料が無く詳細は分からないとしているが、当該期間に係るオンライン記録における標準報酬月額と申立人が控除されていたと認められる保険料額に見合う標準報酬月額とが長期間にわたって一致していないことから、事業主は、当該保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 5183 (事案 797 の再申立て)

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を昭和25年2月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立人のA株式会社B所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和23年7月20日から25年2月1日まで

私は、A株式会社B所にC担当として、昭和20年12月17日から25年3月25日まで継続して父と一緒に勤務してきたが、23年7月20日から25年2月1日までの期間が記録から漏れている。

父の当該期間の記録は、第三者委員会の調査の結果、あっせんされ、厚生年金保険被保険者記録が訂正されたので、私の被保険者記録も訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができず、事業主により給与から保険料を控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年3月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人が記憶していた同僚4人の厚生年金保険被保険者記録及び当該同僚のうち一人(ほかの3人は死亡している)の供述から、申立人は、申立期間において、A株式会社B所に継続して勤務していたことを認めることができる。

また、今回、新たに申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を確認したところ、申立人に係るA株式会社B所における被保険者資格喪失日が「不明」と記載されており、オンライン記録における資格喪失日(昭和23年7月20日)を確認することができない。

一方、A株式会社B所を管轄していたD社会保険事務所（当時）は、昭和28年2月*日に発生した火災により全焼しており、現存する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は焼失したものを復元したものであるとされているが、厚生年金保険の適用事業所の届出日及び喪失日の記載が無く、健康保険整理番号に多数の欠番がみられるほか、年金番号払出簿に名前、生年月日及び所属事業所名の記載されている被保険者が健康保険厚生年金保険被保険者名簿において欠落が多くみられる上、E社会保険事務所（当時）に参考資料として保管されている同社作成の名簿にも申立人の資格喪失日の記載は無いことなどから、同社における厚生年金保険の被保険者記録が完全に復元されているとは言い難いものとなっている。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による健康保険厚生年金保険被保険者名簿への記入漏れ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿等の大規模な焼失から半世紀を経た今日において、保険者も健康保険厚生年金保険被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人の申立期間における継続勤務及び事業主による厚生年金保険料の控除が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方でその推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和25年2月1日にA株式会社B所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが妥当であると判断する。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、健康保険厚生年金保険被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られるなど、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①については16万4,000円、申立期間②については18万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 9 月 20 日
② 平成 20 年 9 月 20 日

株式会社Aにおいて支払われた賞与（平成19年9月20日及び20年9月20日支給）が、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず被保険者記録から欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額それぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業主が提出した賃金台帳及び申立人が提出した申立期間に係る賞与支払明細書から、申立人は、申立期間において、当該賞与に係る厚生年金保

除料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳及び賞与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①については 16 万 4,000 円、申立期間②については 18 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行い、保険料の納付は行っていないとしていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①については83万4,000円、申立期間②については29万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年9月20日
② 平成20年9月20日

株式会社Aにおいて支払われた賞与（平成19年9月20日及び20年9月20日支給）が、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず被保険者記録から欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額それぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業主が提出した申立期間に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間において、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除され

ていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①については83万4,000円、申立期間②については29万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行い、保険料の納付は行っていないとしていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①については13万6,000円、申立期間②については21万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年9月20日
② 平成20年9月20日

株式会社Aにおいて支払われた賞与（平成19年9月20日及び20年9月20日支給）が、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず被保険者記録から欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額それぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業主が提出した申立期間に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間において、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除され

ていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①については13万6,000円、申立期間②については21万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行い、保険料の納付は行っていないとしていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①については13万6,000円、申立期間②については19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年9月20日
② 平成20年9月20日

株式会社Aにおいて支払われた賞与（平成19年9月20日及び20年9月20日支給）が、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず被保険者記録から欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額それぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業主が提出した申立期間に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間において、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①については13万6,000円、申立期間②については19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行い、保険料の納付は行っていないとしていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を13万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月20日

株式会社Aにおいて支払われた賞与（平成19年9月20日支給）が、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず被保険者記録から欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額それぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業主が提出した申立期間に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間において、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳で確認できる厚

生年金保険料控除額から、13万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行い、保険料の納付は行っていないとしていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①については9万1,000円、申立期間②については18万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年9月20日
② 平成20年9月20日

株式会社Aにおいて支払われた賞与（平成19年9月20日及び20年9月20日支給）が、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず被保険者記録から欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額それぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業主が提出した申立期間に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間において、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除され

ていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①については9万1,000円、申立期間②については18万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行い、保険料の納付は行っていないとしていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①については25万4,000円、申立期間②については23万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年9月20日
② 平成20年9月20日

株式会社Aにおいて支払われた賞与（平成19年9月20日及び20年9月20日支給）が、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず被保険者記録から欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額それぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業主が提出した申立期間に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間において、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除され

ていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①については25万4,000円、申立期間②については23万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行い、保険料の納付は行っていないとしていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①については9万1,000円、申立期間②については19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年9月20日
② 平成20年9月20日

株式会社Aにおいて支払われた賞与（平成19年9月20日及び20年9月20日支給）が、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず被保険者記録から欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額それぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業主が提出した申立期間に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間において、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①については9万1,000円、申立期間②については19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行い、保険料の納付は行っていないとしていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①については13万2,000円、申立期間②については24万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年9月20日
② 平成20年9月20日

株式会社Aにおいて支払われた賞与（平成19年9月20日及び20年9月20日支給）が、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず被保険者記録から欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額それぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業主が提出した申立期間に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間において、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除され

ていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①については13万2,000円、申立期間②については24万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行い、保険料の納付を行っていないとしていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①については19万1,000円、申立期間②については19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年9月20日
② 平成20年9月20日

株式会社Aにおいて支払われた賞与（平成19年9月20日及び20年9月20日支給）が、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず被保険者記録から欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額それぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業主が提出した申立期間に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間において、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①については19万1,000円、申立期間②については19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行い、保険料の納付を行っていないとしていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①については19万1,000円、申立期間②については19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 9 月 20 日
② 平成 20 年 9 月 20 日

株式会社Aにおいて支払われた賞与（平成19年9月20日及び20年9月20日支給）が、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず被保険者記録から欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額それぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業主が提出した申立期間に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間において、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①については19万1,000円、申立期間②については19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行い、保険料の納付を行っていないとしていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①については25万4,000円、申立期間②については19万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年9月20日
② 平成20年9月20日

株式会社Aにおいて支払われた賞与（平成19年9月20日及び20年9月20日支給）が、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず被保険者記録から欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額それぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業主が提出した申立期間に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間において、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除され

ていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①については25万4,000円、申立期間②については19万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行い、保険料の納付を行っていないとしていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年9月20日

株式会社Aにおいて支払われた賞与（平成20年9月20日支給）が、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず被保険者記録から欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額それぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業主が提出した申立期間に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間において、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳で確認できる厚

生年金保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行い、保険料の納付を行っていないとしていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を16万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年9月20日

株式会社Aにおいて支払われた賞与（平成20年9月20日支給）が、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず被保険者記録から欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額それぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業主が提出した申立期間に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間において、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳で確認できる厚

生年金保険料控除額から、16万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行い、保険料の納付は行っていないとしていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を16万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年9月20日

株式会社Aにおいて支払われた賞与（平成20年9月20日支給）が、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず被保険者記録から欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額それぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業主が提出した申立期間に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間において、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳で確認できる厚

生年金保険料控除額から、16万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行い、保険料の納付は行っていないとしていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を16万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年9月20日

株式会社Aにおいて支払われた賞与（平成20年9月20日支給）が、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず被保険者記録から欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額それぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業主が提出した申立期間に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間において、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳で確認できる厚

生年金保険料控除額から、16万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行い、保険料の納付を行っていないとしていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年9月20日

株式会社Aにおいて支払われた賞与（平成20年9月20日支給）が、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず被保険者記録から欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額それぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業主が提出した申立期間に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間において、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳で確認できる厚

生年金保険料控除額から、20万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行い、保険料の納付を行っていないとしていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を16万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年9月20日

株式会社Aにおいて支払われた賞与（平成20年9月20日支給）が、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず被保険者記録から欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額それぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業主が提出した申立期間に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間において、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳で確認できる厚

生年金保険料控除額から、16万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行い、保険料の納付を行っていないとしていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を17万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年9月20日

株式会社Aにおいて支払われた賞与（平成20年9月20日支給）が、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず被保険者記録から欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額それぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業主が提出した申立期間に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間において、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳で確認できる厚

生年金保険料控除額から、17万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行い、保険料の納付を行っていないとしていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉国民年金 事案 4073 (事案 2652 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から58年3月まで

私は、昭和49年に病気のためそれまでの職場を辞めたが、通院しなければならなかったため、国民健康保険に加入した。その時に将来のためにと国民年金にも同時に加入手続をした。銀行において保険料を納付している記憶があるのに申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人は、国民健康保険に加入手続をしたのと同時に国民年金に加入したとしているが、A市の国民健康保険の加入記録から、昭和57年10月13日に他保険の資格喪失により加入していることが確認でき、申立人の申述と符合せず、申立人の国民年金手帳記号番号は60年6月頃に払い出されていることが、申立人の前後に払い出された任意加入者の資格取得日から推認でき、払出時点からすると、申立期間は時効により保険料を納付できなかった期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれないうして、口頭意見陳述結果も踏まえ、既に当委員会の決定に基づく平成21年12月22日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、「昭和57年10月13日に他保険の資格喪失により国民健康保険に加入したとされているが、国民健康保険に加入したのは49年当時であり、同時に国民年金の加入手続をした。」と主張しているが、A市の国民健康保険の加入記録に不自然な点はみられず、申立人からも49年当時にA市の国民健康保険に加入したことを示す事情を得ることができず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4074 (事案 3625 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年2月から47年3月まで

申立期間当時は学生であったが、20歳になった昭和45年*月頃、母が私の国民年金の加入手続をA市役所でしてくれ、保険料も納付してくれていた。母から国民年金に入っているとの話を聞いたこともあり、ベージュの年金手帳を見たこと、途中で保険料額が250円から450円に変更になったこと、「B」という集金人が来ていたことを覚えている。

母親が将来のためにと加入手続をし、保険料を払っていた期間が未加入との回答に納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間については、申立人は、加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、その母は既に他界しているため、加入手続等の状況が不明であること、申立人は、オレンジ色の年金手帳を見た記憶があるとしているが、オレンジ色の年金手帳は昭和49年11月頃から使用されており、申立人の主張とは符合しないこと、及び申立人は、国民年金被保険者資格を平成18年7月1日に取得しており、申立期間は未加入期間であり国民年金保険料を納付できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれないことなどから、既に当委員会の決定に基づく22年9月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 今回、申立人は、申立期間における国民年金保険料額に変更があったこと、年金手帳の色がベージュだったこと、及び集金人の名前を挙げて申立人の母が納付していたはずであると主張しているが、申立期間に申

立人が主張するように国民年金保険料額が変更されていることは確認できるものの、年金手帳の色については、A市役所において使用されていた年金手帳の色は資料が無いことから特定できず、集金人についても、A市では、市の職員が個人の家に行き集金に行くことは無く、委託した集金人が集金に行くことはあったものの、申立人が名前を挙げた者がいたかどうかまでは不明であるとしており、申立期間の保険料が納付されたことがうかがわれるまでの事情を得ることはできなかった。

また、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された可能性について、改めて国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査した結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

- 3 これら申立内容は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 3 年 3 月まで

私は申立期間当時学生だったが、20 歳になれば国民年金に入るのは国民の義務だと言っていた父が昭和 61 年*月頃に A 町役場で私の国民年金の加入手続をして保険料も役場で納付してくれていた。

平成 4 年 4 月に就職するまで国民年金保険料を払っていたのに、平成 3 年度の 1 年分だけが納付されたことになっており、20 歳からの申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年*月頃、その父が A 町役場で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も同役場で納付していたと主張しているが、加入手続や保険料を納付してくれていたとする申立人の父は既に他界しており、加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号はその前後の手帳記号番号払出状況から平成 3 年 11 月頃に払い出されたと推認され、その時点では申立期間の一部は時効により国民年金保険料は納付できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の姉も 20 歳到達直後の昭和 58 年*月*日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているが、国民年金の加入手続はなされておらず、62 年 4 月に納付が開始されるまで未納となっていることがオンライン記録から確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から47年2月までの期間及び47年6月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年11月から47年2月まで
② 昭和47年6月から52年3月まで

私は、ねんきん特別便がきて、未加入及び未納期間があることが分かった。私が20歳になった頃、両親から将来のために国民年金に加入するよう勧められ、私がA市役所で加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、アルバイトで得た収入の中からA市役所の年金課の窓口で納付した。申立期間が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続について、A市の国民年金被保険者名簿の補記欄に「昭和52年6月23日に資格取得届出」と記載してあることから、同日に国民年金の加入手続を行ったと確認でき、当該時点で申立期間①の国民年金保険料は未加入期間であるため制度上納付できず、申立期間②のうち、47年6月から50年3月までの保険料は時効により納付できない上、申立人は、申立期間の保険料をまとめて納付した記憶は無く、特例納付した記憶も無いとしている。

また、申立人は、申立人が所持している年金手帳以外に年金手帳を交付されていないとしているなど、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情がうかがわれない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料をA市役所内に金融機関が無かったので、同市役所国民年金担当の窓口で納付したと主張しているが、A市では、国民年金担当の窓口では保険料を収納しておらず、申立期間当時、市役所内には金融機関が設置されていたとしており、申立人の主

張に符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 11 月から 39 年 5 月までの期間及び 42 年 12 月から 45 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 11 月から 39 年 5 月まで
② 昭和 42 年 12 月から 45 年 8 月まで

私は昭和 55 年 6 月頃、36 年 4 月から 45 年 8 月までの 113 か月分を特例納付した。このうち 40 か月分が厚生年金保険被保険者保険期間と A 組合員期間であるとして、保険料が還付されているとのことであるが、私は保険料の還付を受けたことは無いので、還付金があるならば還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書において、昭和 36 年 4 月から 45 年 8 月までの国民年金保険料が納付されたことは確認できるものの、申立期間①は厚生年金保険加入期間であることがオンライン記録から、申立期間②は A 組合員期間であることが組合の記録から確認でき、それぞれの期間は国民年金被保険者となり得ない期間であることから、申立期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。

また、申立期間①について、オンライン記録により保険料還付決議が平成 7 年 7 月 28 日に行われ、送金通知書が同年 10 月 26 日に作成されたことが確認できること、及び申立期間②について、還付整理簿に「誤納付附則 4 条 33 か月 13 万 2,000 円 決定 55 年 11 月 13 日 支給 55 年 11 月 28 日」との記載が確認できることから、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 17 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 1 月及び同年 2 月

私は平成 16 年 11 月頃、新たな勤務先が決まり、17 年 3 月から勤めることになった。その時に母から国民年金が未納だと厚生年金保険に加入ができないのではと言われ、未納だった申立期間の保険料を慌ててすぐに納付に行ったことを覚えている。納めた保険料は 2 か月分で 2 万 6,000 円くらいと覚えている。申立期間が未納になっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母から国民年金が未納だと厚生年金保険に加入ができないのではと言われ、平成 17 年 3 月 1 日に就職する前に未納であった 2 か月分の国民年金保険料を慌てて納付したと申し立てているが、申立人が勤め始めた 17 年 3 月 5 日に 1 か月分（16 年 10 月）の国民年金保険料が、同年同月 15 日に 2 か月分（16 年 11 月及び同年 12 月）が納付されていることがオンライン記録により確認でき、申立人の主張と符合しない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4079 (事案 1752 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から51年12月までのうち6年分の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年12月から51年12月までのうち6年分
A市役所から納付する保険料額が書かれた特例納付の案内が来たので、市役所に電話で確認すると、「年金の受給資格が無くなる。今まで掛けた保険料が掛け損になる。」と言われた。そこでバイクに乗ってA市役所へ行き、市役所内の銀行で送られてきた納付書で30万円弱の金額を納付した。納付した期間は覚えていない。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、先に昭和46年4月から51年12月までの国民年金保険料を納付したと申し立てたが、この申立てについては、納付したとする期間は曖昧であり、口頭意見陳述を行っても納付期間を明らかにできる事情が得られなかったこと、行政の担当者が特例納付を行おうとする者に相談することなく未納期間の一部について納付書を作成することは無かったと考えられること、及び申立人はA市役所から将来年金がもらえなくなるといわれたので納付したと主張しているが、申立人は受給資格を満たすために必要な満35歳に到達した51年*月から同年3月までの保険料を特例納付した形跡はうかがえるものの、それ以上の申立期間を納付しなければならない必然性は無く、申立内容と整合しないことから、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、原動機付自転車に乗ってA市役所へ行き、市役所内の銀行で昭和42年12月から51年12月までのうち6年分の保険料を納付したと主張しているが、申立人が原動機付自転車の免許を取得したのは、特

例納付期間終了後の55年9月19日であることが申立人の自動車運転免許証から確認できるなど、申立人からは申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情を得ることはできず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4080 (事案 1848 及び 3006 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 3 月から 60 年 12 月までの期間の国民年金保険料及び付加保険料並びに 61 年 1 月から同年 3 月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 3 月から 60 年 12 月まで
② 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 51 年 8 月に国民年金の加入手続をして以来、付加保険料を加えて納付していたはずであり、申立期間①については国民年金保険料及び付加保険料納付の記録が無いことに、申立期間②については付加保険料の記録が無いことに納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の申立期間①における国民年金保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）が見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 5 月 15 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、昭和 51 年 8 月に国民年金の加入手続をして以来、付加保険料を含めて納付していたはずであるとしているが、A 市保管の申立人の国民年金被保険者名簿には、59 年 3 月 31 日付けで任意加入被保険者資格喪失の申出がなされた旨の記載があり、申立人保有の年金手帳にも同様の記載があることから、当該期間について付加保険料を含む国民年金保険料の納付はできなかつたとするのが合理的であるとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 4 月 8 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 申立期間②については、申立人は、昭和 51 年 8 月に国民年金に加入して以来、付加保険料を納付していたとしているが、A 市役所保管の国

民年金被保険者名簿にも、申立人保管の国民年金手帳にも付加保険料の「付」の印は見当たらないことから、申立期間②の付加保険料を納付したとするのは不合理であるとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 4 月 8 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 3 今回、申立人は、新たな証拠及び証言は無いものの昭和 51 年 8 月から 61 年 3 月まで付加保険料を含む国民年金保険料を引き続き納付していたと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①の国民年金保険料及び付加保険料、申立期間②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月から平成 2 年 3 月まで

申立期間については、私が 20 歳になった昭和 62 年*月頃、母が、A 市役所 B 支所（現在は、C 区役所 D 所）で国民年金の任意加入手続きを行い、市役所から送付されてきた「国民年金保険料納入通知書」により申立期間の保険料を 3 か月ごとに納付していたと聞いている。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、20 歳になった昭和 62 年*月頃、その母から、A 市役所 B 支所で国民年金の任意加入手続きを行い、市役所から送付されてきた「国民年金保険料納入通知書」により申立期間の保険料を 3 か月ごとに納付していたと聞いているとしている。しかしながら、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料納付を行ったとするその母から加入時期及び保険料額等の具体的な申述が得られず、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付について直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険記号番号が付番されていることから、申立期間は、国民年金の未加入期間と推認され、制度上、申立期間の保険料を納付することはできない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 12 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 12 月から 57 年 3 月まで
申立期間当時、私は学生であったが、卒業後に学生時代の国民年金保険料を納付する意志があるかという通知が振込用紙と一緒に届いたので、すぐにまとめて納付した。
申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、学生であったが、卒業後に学生時代の国民年金保険料を納付する意志があるかという通知が振込用紙と一緒に届いたので、すぐにまとめて納付したと申述しているが、申立人の保険料の納付時期、納付場所及び納付金額に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日」が「昭和 57 年 4 月 1 日」と記載されており、オンライン記録と一致していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人は、大学卒業後に、申立期間の保険料をまとめて納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 57 年 6 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、53 年 12 月から 55 年 3 月までは時効により保険料を納付できない期間であり、この国民年金手帳記号番号が払い出された 57 年 6 月前後は特例納付実施期間でもなく、申立期間は、学生であったとしていることから、国民年金の任意加入期間となり、遡って保険料を制度上納付できなかった上、当委員会においてオンラインの氏

名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成20年8月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年8月から同年11月まで

申立期間の国民年金保険料は、平成20年11月25日から同月30日までの間にA店で住民税及び国民健康保険税と一緒に一括で納付した。申立期間の保険料を納付するために、上記期間内にB銀行C支店又はD銀行E支店の口座から10万円を引き出した。

申立期間の保険料納付の時効が迫っているので申立期間については納付したが、重複納付となる保険料は還付してもらいたい。

申立期間の保険料が未納となっていたことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、平成20年11月25日から同月30日までの間にA店で住民税及び国民健康保険税と一緒に一括で国民年金保険料を納付したと申述している。しかしながら、株式会社Fは、申立人に交付された申立期間に係る国民年金保険料納付書に印刷されている「バーコード」を検索した結果、収納データは確認できないと回答している上、G市役所H支所においても、平成20年11月に納付された申立人に係る国民健康保険税と住民税は確認できないと回答しており、申立人の申述と符合しない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付するために、平成20年11月25日から同月30日までの間にB銀行C支店又はD銀行E支店の口座から10万円を引き出したと申述しているが、B銀行C支店の「預金元帳」及びD銀行E支店の「取引明細表」からは、上記期間内に10万円が引き出された記録は確認できない。

さらに、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管

理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4087（事案 633 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から50年12月までの期間及び平成2年1月から8年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年12月から50年12月まで
② 平成2年1月から8年12月まで

申立期間については、妻が国民年金保険料を納付したのに、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期等から、時効で国民年金保険料を納付できず、保険料を納付したことをうかがわせる資料等も無いこと、申立期間②については、申立人が申立期間②の保険料を納付するには、60歳となる平成2年*月以降に国民年金に任意加入する必要があるが、申立人は、任意加入の手続をした記憶は無い上、社会保険庁（当時）及びA市にも申立人が任意加入した記録は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる資料等も無いことなどから、既に当委員会の決定に基づく20年9月17日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たな資料及び事情は無いとしており、再度、B年金事務所及びA市に照会したが、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことは確認できない上、国民年金の任意加入の記録は確認できない。

なお、65歳時点で国民年金の受給資格を得られないときは、特例として、65歳以降70歳になるまでの間で受給資格を得るまで国民年金に任意加入することができ、申立人は申立期間②の途中で65歳となるが、申立人は、60歳になった平成2年*月時点で国民年金の受給資格を得ている。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月中頃から 33 年 1 月 1 日まで
私は、昭和 32 年 3 月に A 校（現在は、B 校）を卒業し、C 社（現在は、D 社）の E 部に配属され、33 年 8 月まで勤務した。私は、32 年 4 月中頃に厚生年金保険被保険者資格を取得したはずなので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A 校を一緒に卒業し、C 社において勤務したとする同僚二人は、申立人と同じ時期から勤務していたとしているところ、F 社（現在は、G 社）に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿における当該同僚二人及び申立人の厚生年金保険資格取得日は、昭和 33 年 1 月 1 日であり、当該同僚二人のうち一人は、「実際の事業所入社日と厚生年金保険資格取得日は同日ではない。同日でない理由は分からない。」としている。

また、D 社は、申立人に関する資料は保存期限を過ぎているため無いとし、申立人についての雇用期間、厚生年金保険の資格取得等に関する届出及び保険料控除については「不明。」としているほか、「申立期間当時、H 業界関係者は社会保険に加入しづらい状況であったと聞いている。そのため、正規で雇用されていたとしても、社会保険に加入していたかについては不明。」としている。

さらに、申立人が名字を記憶している上司及び同僚は所在が確認できず、F 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から任意で選んだ 13 人に照会を行い 7 人から回答があったが、全員が申立人とは別の事業所に勤務したとしているため、申立期間当時の C 社での社会保険の事務手

続等について確認をすることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 11 月前後
② 昭和 46 年 11 月から 58 年 12 月まで

時期ははっきりしないが、申立期間①の頃には、A社に勤務し、申立期間②の頃には、B社（現在は、C社）に勤務していた。申立期間の厚生年金保険の記録が無いいため、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、D施設は、「当時の資料に申立人の名前は無く、在籍していたことを確認できなかった。」旨の供述をしている。

また、D施設の担当者は、「断言はできないが、社会保険に加入しない短期のアルバイトの方の資料については残っていないので、もしかすると、そういった形でご勤務されていた可能性がある。」旨の回答をしている。

さらに、申立期間①当時において、申立事業所に勤務し所在を確認できた複数の被保険者及び申立人が名前を挙げたその友人に対し照会を行ったが、申立期間①に係る申立人の厚生年金保険の加入及び給与からの事業主による保険料の控除をうかがわせるような資料及び供述を得ることはできなかった。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該期間における申立人の被保険者記録が無く、健康保険の整理番号も連番で欠番が無いことが確認できる。

また、国民年金被保険者台帳において、申立人は、昭和 45 年 9 月から 51 年 5 月まで国民年金に加入していることが確認できる。

なお、D施設については、適用事業所名簿において、昭和63年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

2 申立期間②については、B社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が見当たらない。

また、B社の事業主は、申立人について「昭和51年6月1日から52年5月1日までE団に加入していることは確認できたが、申立期間②の給与の支払・保険料控除方法について分かる者がおらず、回答できない。」旨の供述をしている。

さらに、E団からは、C社におけるF制度の適用は昭和29年1月1日から61年3月31日までであるところ、「G」の名前でB社において、51年6月1日取得及び52年5月1日喪失という記録が確認できたとの回答を得た。

加えて、申立人が名前を挙げたその友人に対し照会を行ったが、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の加入をうかがわせるような供述を得ることはできなかった。

なお、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録において、申立人は、昭和45年9月から51年5月までの期間及び52年4月から62年12月までの期間に国民年金に加入していることが確認できる。

3 このほか、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月1日から4年7月11日まで
A株式会社に勤務していた平成3年8月1日から4年6月までの期間に係る標準報酬月額が、当時もらっていた給与と大きく乖離しているため、正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の元事業主及び元経理担当者からは、申立人の申立てを裏付ける供述及び資料を得ることはできなかった。

また、A株式会社に係るオンライン記録を確認しても、申立期間の標準報酬月額等の記録に不備は見当たらない。

さらに、所在の確認できた元同僚に照会したが、申立人の申立てを裏付ける供述及び資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月 5 日から 60 年 3 月 5 日まで
私は、「雇用保険被保険者離職票」のとおり昭和 59 年 11 月 5 日から 60 年 8 月 10 日まで株式会社 A に営業担当の正社員として継続して勤務していたが、申立期間の被保険者記録が無い。入社当初から給料に変動は無く社会保険料が引かれていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、株式会社 A の事業主が提出した申立人に係る労働者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人が昭和 59 年 11 月 5 日から 60 年 8 月 10 日まで同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業主は、申立人の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬月額決定通知書」を提出し、「申立人は、昭和 59 年 11 月 5 日付けで臨時雇用で当社に入社してから、4 か月間は試用期間でその間は社会保険の加入手続を行っていない。本採用となった 60 年 3 月 5 日付けで社会保険事務所（当時）に対して社会保険の加入の届出を行った。」と供述し、「申立期間当時、当社は試用期間中の従業員については、社会保険の加入手続を行っていなかった。」と回答しており、当該通知書から、事業主が申立人に係る厚生年金保険の 60 年 3 月 5 日付けの加入手続を社会保険事務所に対して行っていることが確認でき、当該事業所では、入社と同時に全ての従業員について厚生年金保険の加入手続を行う取扱いでなかったことがうかがえる。

また、当該事業主が提出した申立人の労働者名簿には、「臨時雇用期間

3か月」と記載されており、このことから、当初3か月間は臨時雇用として採用され、その後、1か月延長されて4か月間が臨時雇用となったことが推測される。

さらに、当該事業主は、「当時の賃金台帳、給与明細書等の確認できる資料が無いため、申立人の申立期間に係る保険料控除については不明だが、昭和60年3月5日付けの加入のため、同年3月分から保険料を控除していると思われる。」と回答している。

加えて、当該事業所に係る商業・法人登記簿に記載されている当時の同社役員及び被保険者原票において確認できる当時勤務していた元同僚の合計11人に対して照会したところ、これに回答した7人のうち、当時の同社役員の一人名は、「申立期間当時は、本採用前に試用期間(3か月間から4か月間くらいまで)があり、本採用後に社会保険に加入させていたので、申立期間は保険料を控除していなかった。」と供述している上、上記回答した複数の元同僚は、「入社して約3か月間は試用期間とされていた。試用期間中は社会保険に加入しなかったため、保険料の控除は無かった。」と回答していることから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5160 (事案 395 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年2月から32年1月6日まで
株式会社Aには、2度就職した。1度目は昭和31年2月に入社しているが、オンライン記録によると32年1月から厚生年金保険に加入となっており、11か月の記録が脱落しているため、当該期間を厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和31年2月から32年1月5日までの期間については、前回申立てにおいて、申立人が株式会社Aに勤務していたことはいかかえるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料は無いなどのことから、既に当委員会の決定に基づく平成20年12月1日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人が名前を挙げた複数の同僚（住所が不明で照会できない者などを除く。）等に新たに照会したが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について供述は得られない上、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日以前から同社に勤務していたとする複数の同僚に同社が適用事業所となった日から4か月以上の厚生年金保険の未加入期間が認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない。

新たな申立期間を含む今回の申立期間について、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 8 月 16 日から 11 年 2 月 1 日まで
申立期間は、株式会社Aに勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの事業主である申立人（登記簿謄本に、申立人は申立期間前の平成 10 年 6 月 * 日に株式会社Aの代表取締役就任との記載がある。）は、申立事業所において申立期間の厚生年金保険料を控除されていたと主張しているところ、同社においては、厚生年金保険料の控除に関する資料は保管していないとしている。

また、オンライン記録によると、株式会社Aにおいて、申立期間に厚生年金保険の被保険者はおらず、厚生年金保険料の事業主による控除について同僚から供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
昭和 42 年 3 月から 44 年 9 月まで、A 株式会社（現在は、B 株式会社）に継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 株式会社では、申立人の当時の勤務実態を確認できる労働者名簿等の資料及び当時の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料（賃金台帳等）は廃棄済みとしており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について供述を得ることはできない。

また、A 株式会社の同僚からも、申立人の具体的な勤務期間及び申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について供述を得ることはできない。

なお、A 株式会社に係る健康保険厚生年金被保険者名簿に記載された申立人の資格取得年月日及び喪失年月日はオンライン記録と一致し、申立期間について申立人の氏名は無く、同被保険者名簿によると、申立人が昭和 42 年 11 月 1 日に被保険者資格を再取得した際に新たな記号番号が付されたが、その後、同年 3 月 1 日に被保険者資格を取得した際の記号番号に訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5170 (事案 5 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 6 月 1 日から 29 年 12 月 30 日まで
申立期間は株式会社 A に勤務したが、同社における当該期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。当該期間について、同社において厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 27 年 6 月 10 日から 29 年 12 月 30 日までの期間については、前回申立て (27 年 6 月 10 日から 33 年 3 月 10 日まで) において、申立人が株式会社 A に勤務していたことは推認できるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料は無いなどのことから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 1 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、平成 19 年頃に B 社会保険事務所 (当時) にもらった株式会社 A に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に自分の加入記録が記載されていたとしているが (現在は、同被保険者名簿は見つからないので、第三者委員会に提出できないとしている。)、再度、今回の申立期間について、同社に係る同被保険者名簿において申立人の氏名の有無を確認したが、申立人の氏名は確認できず、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳 (旧台帳) においても、申立期間の加入記録は確認できない。

また、新たに申立期間当時の取締役及び同僚に照会したが、申立期間の厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていたとの供述は得られない。

新たな申立期間を含む今回の申立期間について、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 8 月頃まで

私は、昭和 40 年 4 月 1 日から同年 7 月か同年 8 月頃まで A 株式会社の B 地の現場（以下「C 場」という。）に勤務したが、厚生年金保険被保険者としての記録が無い。

厚生年金保険料を控除されていた資料等はないが、当該勤務期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する C 場の複数の上司及びその職務内容については、当時、当該作業場に勤務していた複数の同僚の供述と合致するとともに、申立人が卒業した D 校をその 1 年前に卒業した複数の同僚が、申立人と同じく D 校の紹介で A 株式会社に就業したことが確認できることから、申立人が同校を卒業した後、当該作業場に就業したことはうかがえる。

しかしながら、申立人の勤務状況等について、申立人が記憶している当時の上司を含む同僚 11 人に照会したところ、申立期間に勤務していたことが確認できる 7 人の同僚（前記上司を含む。）のいずれも、申立人に覚えは無いと述べており、申立人の勤務の実態は確認できない。

また、前記上司は、従業員が入社してから厚生年金保険に加入するまでの期間について、「当時、従業員の出入りが激しかったので、ある程度様子を見る期間が必要だった。申立人は勤務が短かったので年金に入れなかったのだろう。」と述べており、複数の同僚も、「年金に入るのは正社員になってからで、それまで 3 か月ほどの見習期間があった。」と述べているところ、当該複数の同僚の入社時期から厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの期間を見ると、2 か月から 3 か月までを要していることが

認められることを踏まえると、申立期間当時、A株式会社では、従業員が入社してから少なくとも2か月から3か月後までに厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いであったものと考えられる。

なお、A株式会社では、当時の従業員の厚生年金保険関係資料は廃棄されているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除については不明としている。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間を含む前後の1年間の間に厚生年金保険被保険者資格を新規に取得した者の中に、申立人の氏名は無く、健康保険証の番号の欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5174 (事案 1335 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 1 月 1 日から 28 年 12 月 15 日まで
② 昭和 34 年 5 月 1 日から 35 年 5 月 25 日まで
③ 昭和 36 年 2 月 1 日から 37 年 6 月 1 日まで
④ 昭和 37 年 9 月 16 日から 39 年 10 月 1 日まで

申立期間①について、前回は、株式会社Aには昭和 28 年 1 月 1 日から勤めていたと申し立てたが、27 年 1 月 1 日から勤めていたと思うので、再度調査してもらいたい。申立期間②については、無収入で暮らせるわけではなく、有限会社Bから受け取っていた給料を貯金した通帳を提出するので、再度調査してもらいたい。申立期間③及び④については、有限会社Cで当時経理を担当されていた事業主の奥様が書いてくれた当時の勤務状況のメモを提出するので、再度調査してもらいたい。

以上、全ての期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和 28 年 1 月 1 日から同年 12 月 15 日までの期間については、i) 当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは 28 年 8 月 1 日であること、ii) 同僚は、自分が厚生年金保険に入ったのは 28 年 12 月で、それまで厚生年金保険に入っていないと述べていること、iii) 申立人の当該期間に係る厚生年金保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることができないこと、iv) 28 年 8 月 1 日から同年 12 月 15 日までの期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険証番号の重複・欠番も無いことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 8 月 4 日付け

年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料等を提出することなく、当該期間について再申立てをしているが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない上、同僚の一人から、当該事業所の従業員が昭和 28 年 12 月に厚生年金保険に加入した経緯について、「当時、労災事故があり、監督署の調査が入った後の 12 月に一斉に厚生年金保険に入った。」との新たな供述が得られ、当該供述のとおり、申立人を含め、それまで厚生年金保険に入っていなかった 7 人が 28 年 12 月に一斉に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが認められる。

一方、申立人は、今回、当該事業所に「昭和 27 年 1 月 1 日から勤務していた。」として、27 年 1 月 1 日から 28 年 1 月 1 日までの期間について新たに申立てをしているが、株式会社 A に 27 年から勤務していた事業主関係者及び同僚の一人が、「申立人が勤務していた。」と述べていることから、期間の特定はできないものの、当該事業所に勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、株式会社 A は昭和 28 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、同日より前は、適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②については、i) 申立人の当該事業所に係る厚生年金保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることができないこと、ii) 申立人が入社した時期に関する供述が得られないこと、iii) 申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名は無く、健康保険証番号の重複・欠番も無いことを理由に、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 8 月 4 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当時の預貯金通帳（D 金庫の預金通帳及び E 貯金局発行の郵便貯金通帳）を提出し、「有限会社 B の給与を預金した記録である。申立期間②を無収入で暮らせるわけではない。」と再申立てをしているが、当該預貯金通帳の昭和 34 年の入金記録では、同年 9 月に D 金庫へ 19 万 2,600 円、同年 11 月には郵便貯金へ 5,000 円、35 年 1 月か

ら同年5月までの入金記録では、郵便貯金に月々5,000円から3万3,000円の入金が確認できるのみであり、入金の日付は不定期で金額も少額で推移していることから、定期的に支給される給与の貯蓄とは考え難い上、当該預貯金が有限会社Bから支給された給与であるという事実の確認もできないことから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人が当該事業所に入社した時期について、今回、事業主関係者が「申立人は、昭和35年春に新しくした工場に入ってきた。」と述べるとともに、34年11月以降に入社した複数の同僚が「申立人は、自分より後に入社してきた。」と述べており、申立人が34年5月から当該事業所に勤務したとする事実が確認できない。

- 3 申立期間③及び④については、i) 申立人の当該事業所に係る厚生年金保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることができないこと、ii) 当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和37年6月1日であること、iii) 申立期間③及び④に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険証番号の重複・欠番もないことを理由に、既に当委員会の決定に基づき、平成21年8月4日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間③及び④当時、有限会社Cで経理を担当していた事業主の妻が申立人のi) 勤務期間、ii) 給与額、iii) 厚生年金保険料の控除について記述したメモを提出し、申立期間③及び④について厚生年金保険の被保険者として認めてほしいと再申立てをしているが、前記事業主の妻は、当該メモの厚生年金保険料の控除について、「適用事業所であった期間においては、社員であった者の保険料は控除していたという意味で書いた。」と述べているところ、申立期間③については、有限会社Cに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が、昭和37年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、事業主をはじめ申立人を含む従業員全員（事業主の妻を除く。）が同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していること、及び当該資格の取得記録はオンライン記録と一致していることが確認できること、申立期間④については、今回、申立人が当該事業所を退社した時期に関し、38年3月及び同年8月末に当該事業所に入社したことが確認できる複数の同僚から「自分が入社したとき、申立人は勤務していなかった。」との供述が得られ、そのうちの一人は、「申立人は、申立期間③及び④当時F町（現在は、G町）の方で弟さんとH社を経営しており、有限会社Cに出入りしていた。」と具体的に述べているなど、申立人の37年9月以降の当該事業所での勤務に関する供述は得られないことから、申立人が提出し

た資料については、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

- 4 これらのことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月1日から20年6月1日まで

日本年金機構において、私に係る株式会社Aでの厚生年金保険被保険者資格取得日は、平成20年6月1日と記録されているが、私は、19年3月から同社で働いている。同社に入社する際に、社長から3か月間は試用期間があるとの説明を受けていることから、試用期間経過後である19年6月から厚生年金保険の被保険者資格を取得し、保険料が控除されていたはずである。

第三者委員会で調査の上、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの事業主は、平成19年3月20日から申立人を雇用したことを認めている。

しかしながら、当該事業主は、「平成20年5月までは申立人をアルバイトとして雇用していたため、社会保険には加入させていない。申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得日を20年6月1日として社会保険事務所（当時）に届け出、翌同年7月分の申立人の給与から厚生年金保険料を控除した。」と回答している。

また、日本年金機構B事務センター及びC組合から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届から、申立人の資格取得日は、オンライン記録と同じ平成20年6月1日であることが確認できる。

さらに、株式会社Aにおける申立人の給与台帳並びにD市E課が証した平成20年度及び21年度の市・県民税所得照会回答書からは、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除は認められない。

なお、申立人は、申立期間に係る給与明細書等関連資料は既に処分したとしており、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年3月5日から55年7月25日まで
(A株式会社(Bセンター))
② 昭和55年7月25日から60年11月20日まで
(有限会社C)

A株式会社に昭和54年3月5日から55年7月25日まで、有限会社Cに同年7月25日から60年11月20日まで勤務していたのに、社会保険庁(当時)の記録によれば、厚生年金保険が未加入になっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、昭和54年6月5日の日付が入っているBセンターの社員旅行の写真に申立人が写っており、同写真に写っている同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は、A株式会社に勤務していたことがわかる。

しかしながら、当該写真に写っている同僚1人は、「自分は、申立期間①当時、厚生年金保険に加入していなかった。」としている上、この同僚が記憶している当該写真の5人の同僚についても、オンライン記録では、いずれも申立人の申立期間①において、A株式会社における厚生年金保険被保険者記録が見当たらない。

また、A株式会社の申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の氏名は無く、整理番号は連番になっており、欠番は見当たらない。

さらに、申立人の申立期間①に係る雇用保険の被保険者記録が無い。
加えて、事業主は、「当時のことが分かる人間がいないため回答できない。」としている上、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間②において、有限会社Cに勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、有限会社Cは、厚生年金保険の適用事業所として見当たらない。

また、当該事業所の商業登記簿で確認できる役員二人のうち、一人は既に亡くなっており、もう一人は連絡が取れなかった。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

3 このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 8 月から 4 年 7 月まで

A 株式会社勤務していた申立期間の標準報酬月額は 10 万 4,000 円になっているが、平成 3 年 7 月から B 職となり、基本給が 17 万円となったので、おかしいと思う。調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 3 年 4 月に A 株式会社に入社し、同年 7 月から B 職となり基本給が 17 万円になったので、標準報酬月額が極端に低額になっていることに納得できない。」と主張している。

しかしながら、同社は、平成 11 年 6 月 * 日に破産宣告を受けており、申立期間の標準報酬月額決定の経緯について確認することができない上、同社において、3 年 3 月又は同年 4 月に申立人と同じ 10 万 4,000 円の標準報酬月額で被保険者資格を取得し、4 年 8 月以降も被保険者資格が継続している女性従業員 21 人について標準報酬月額の推移を確認したところ、3 年 10 月の定時決定時にそれまでと同額の 10 万 4,000 円で処理され、4 年 8 月の月額変更において、16 万円から 19 万円までの額に増額処理された者が 16 人確認できる。

また、上記女性従業員 21 人のうち、「入社後に B 職資格を取得した。自分の標準報酬月額も当時の基本給よりかなり低い。」と供述している契約社員二人に係る標準報酬月額は、申立人と同じく平成 4 年 8 月に増額改定されている一方、申立人より 1 年早い 3 年 8 月に標準報酬月額が増額改定されている二人のうち、照会に対する回答があった一人は、「契約社員

として入社し、入社時には既に他社でB職資格を取得済みだった。」と供述していることから、3年3月又は同年4月に入社した後、B職資格を取得した契約社員については、標準報酬月額の設定が4年8月に行われたことがうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、当該標準報酬月額の処理において、遡って訂正されるなどの不自然な事務処理は見られない。

加えて、C会の記録によれば、申立期間に係る厚生年金基金の標準報酬月額もオンライン記録と同じであることが確認できる。

なお、申立人が所持していた給与振込額が記載された預金通帳の写しによれば、申立期間において、A株式会社から毎月約15万4,000円の給与振込が確認できるが、歩合給の具体的な金額や基本給の改定時期、税金等の控除額が不明であることなど、不確定要素が多いため、当該振込額から厚生年金保険料を正確に算定することは困難である。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月頃から同年5月頃まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社(現在は、B社)C支社にD職として勤務した申立期間の厚生年金保険の加入期間が空白となっている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、A社における被保険者記録を有する同僚14人に照会したところ、9人から回答があったものの、申立人について記憶している同僚はおらず、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

また、B社は、「D職は、研修期間後の資格試験に合格してから社会保険に加入させていた。」としている上、複数の同僚は、試用期間又は研修期間があったとし、そのうち一人は、試験合格後に正社員となれるため、それまでは社会保険には加入していなかった旨を供述している。

さらに、申立人の雇用保険の被保険者記録には、申立期間における被保険者記録が無いほか、同社は、申立人に係る資料を保管しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 7 月 11 日から 8 年 7 月 11 日まで
A 株式会社を辞めてすぐの平成 7 年 7 月に、契約社員として株式会社 B に入社したが、同社での厚生年金保険の被保険者資格取得日が、8 年 7 月 11 日となっている。調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 B は既に事業を廃止し、当時の事業主の所在も明らかでないことから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況についての供述を得ることができない上、申立人が申立期間当時の上司だったと記憶している者が、当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、申立人が資格を取得した日から半年後であることが確認できる。

さらに、申立期間については、申立人の雇用保険の加入記録は確認できず、申立人の当該事業所での雇用保険の資格取得日は厚生年金保険と同日であることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月 1 日から 15 年 4 月 1 日まで
私は、平成 10 年 10 月から 15 年 4 月末まで、A 担当として、B 株式会社に採用され、C 市の本社に勤務をした。A 担当は、私のほか、D さんや E さんがいて、それぞれ仕事を分担して行っていた。会社を退職した後、年金額が増えないので確認したところ、5 年近く勤務したはずが、1 か月しか増えていない。厚生年金保険料は引かれていたはずなので、調査の上、記録を直してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、元事業主の供述から、B 株式会社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記元事業主は、「平成 10 年 7 月 1 日から 12 年 8 月 23 日までの期間は、業績悪化のため厚生年金保険の被保険者から従業員を外しており、申立期間の保険料の控除及び納付は行っていない。」と供述している上、元事業主から提出された申立人に係る源泉徴収簿において、給与から社会保険料が控除されているのは、15 年 4 月分のみで、ほかの期間については控除されていないことが確認できる。

また、B 株式会社に勤務した複数の同僚は、「平成 10 年 7 月から 12 年 8 月 23 日までの間は、会社の都合で厚生年金保険を脱退していた。」と供述し、そのうちの同僚一人は、「当時は、高齢者を雇用した場合は、月給制であっても、厚生年金保険に加入させていなかったような気がする。」と供述している。

さらに、申立人の申立期間における年齢は、61 歳から 65 歳であるため、厚生年金保険に加入した場合は、在職老齢年金の仕組みにより、年金を含

めた収入の額により、年金の支給が停止・減額されることとなっているが、申立人のオンライン記録には、申立期間において年金が停止・減額された記録は無い。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険被保険者記録が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 20 日

株式会社Aにおいて支払われた賞与（平成 20 年 9 月 20 日支給）が、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず被保険者記録から欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立てについては、株式会社Aから提出された賃金台帳から、平成 20 年 9 月 20 日に賞与が支給されていることが確認できる。

しかしながら、当該賃金台帳から、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。